森専務へ

原子力学会への原稿 年号 チェックの件 (3ヶ所)

① 原子力基本法の改正は、1967年(S.42)と1978年(S.53)に行われており、

(1977年に日本学術会議の原子力特別委員会から、原子力基本法等の一部改正案に関する見解で、原子力の安全確保について強調し、勧告が行われた、との資料から、)

1978年の改正で、「安全の確保を旨として」と改正されたようです。

→添付の通り、訂正しておきました。

② 有澤会長の任期は、1973年～1988年でした。

③ 日本原子力発電発足は、1957年(S.32)でした。

ゲラ訂正 済

P.S. 資料室の山本さんに、ご協力いただき、チェックいたしました。 長瀬

国連法令 → 関連法令

になおした。 '95. 10/19.

初校
出校 8月5日
月 日
月 日
著者校正 8月11日
000 月 日

別刷 10部 表紙なし

Vol. 37, No. 9 (1995)　　談話室（森）

談話室

原爆体験と日本の原子力開発

日本原子力産業会議　森　一久

キノコ雲の下で平和への願い

ヒロシマ原爆から6年後に刊行された『原爆の子―広島の少年少女のうったえ』という本は，被爆当時4才から12才だった少年少女の体験手記を集大成した，当時の大ベストセラーで13ヵ国で翻訳本も発行されたものである。その編著者長田 新博士(1887～1961)はペスタロッチー研究の世界的権威者，戦後日本教育学会の初代会長を11年務められたその道の泰斗であるとともに，ヒロシマを原点とする平和運動家としても著名な方であった。氏はこの本の序文の結びの部分で「この人類を破滅できるほどの原子力という新しいエネルギーを平和に利用するならば，人類文化の一段の飛躍が期待できる」と述べ，さらに「平和に徹した利用の推進こそ，日本人に課された崇高な「権利と義務」である」といい切っている。いうまでもなく105人の子供の手記はいずれも，被爆当時とそれに続く悲惨な有様を，いたいけな筆で克明に傷々しく綴っていて，今日でも涙なくして読み通せないほどの迫力を持っている。その中で注目すべきことは，その1割近い人数の子供が，「このすごいエネルギーを人殺しや戦争に絶対使わないで，平和のための産業のために使って下さい」と肉親や友人の犠牲がせめて将来に何か役立ってほしいという悲痛な願いを述べている(平和利用も否定するような意見は一人も見当たらない)。軍国主義による惨禍という悪夢から目覚めた日本人が食物もない瓦礫と貧困の中で画いた将来の夢の中に，原子力平和利用はこのようにしたたかな位置を占めていたのである。"日本人は放射線アレルギーが強く原子力なら何でも感情的に反発する"といった見方は，必ずしも当らない。

熱気に包まれた船出

1952年から55年にわたり，平和利用開発への着手の是非をめぐり学会・産業界・政界・マスコミなど文字通り国をあげての歴史的な大論争が展開された。その論点はもっぱら，日本が，当時"Atom for Peace"を主唱した米国など先進諸国の原水爆競争に巻き込まれる恐れはないか，原子力も所詮"両刃の剣"といえる技術の一つであり，どうしたら平和利用専守を貫けるかという，この一点に議論は集中した(その頃は安全性はあまり議論にならなかった)。

その結果，平和利用に徹するための要件として，「自主・民主・公開」の，いわゆる"三原則"を中核とする原子力基本法が1955年12月31日国会で満場一致で採決された。そしてその実施を担保・監視することを任務とする，原子力委員会(行政と一線を画し総理大臣が"その意見を充分に尊重しなければならない"諮問機関として)56年1月に発足する。「自主」とは外国からの悪しき(軍事利用がらみの)影響を排除すること，「民主」とは当時の「赤狩り」の風潮を意識しつつ能力に応じて何人も参加できること，「公開」は国民が平和利用専守を常に確認できるよう"ガラス張りで"ということをそれぞれ意味していた(この基本法に「安全を旨とし」という字句が追加されたのは20年近くたった後の1973年のことである)。さらに注目すべきことは冒頭の文言の中に「(日本の)開発の成果は進んで国際協力に資するものとする」という一文がある。これは原子力の平和利用は，ヒロシマ・ナガサキの犠牲の上に築かれるものである以上，日本の成果も人類全体のために役立てたいという悲壮な考え方から出たものである。

筆者自身(1926年ヒロシマ生れ)も当時，国際的な原水爆競争の中での性急な着手にはどちらかといえば慎重だった。電力業界や経団連などの産業団体から「平和利用着手を急げ」という提言が続く中，若手科学者のボランタリーな勉強会「原子力懇話会」の世話役だった私は，その団体の一つに抗議に出かけたことがある。抗議の主旨は「被爆国日本で原子力を容易に利潤追及の種とするのはけしからん」という単純なものだったが，その応対に出た橋本清之助氏らは「私たちは軍部の暴走をおさえられず日本を破滅に導いてしまった責任を痛感し，心から国民にすまないと思っている。原子力エネルギーが日本の平和と復興に役立つものなら犬馬の労をとりたいと願っている。君ら若い人も反対ばかりしていないで原子力に着手するための必要な条件整備に知恵を出し，開発が始まれば是非参加してほしい」との真情を吐露された。戦争中には貴族院議員も務められた橋本氏はそのときすでに齢60才だったが，3年後(1956年)発足した民間唯一の原子力開発総合協議機関の日本原子力産業会議(Japan Atomic Industrial Forum, Inc.)の事務局長，さらに専務理事を務められ，20年近くも日夜平和利用推進の中心となって活躍された。この人がつまり，私の前任者であ

JOB：ATOM1　管理工程：3号機　95-8-4 14:03　0035

○原子力基本法

（昭和三十年十二月十九日法律第百八十六号）

改正　昭和四二年七月二〇日法律第七二号
同　五三年七月五日同第八六号

1967 → 1978

原子力基本法をここに公布する。

原子力基本法

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

（基本方針）

第二条　原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

二　「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令で定めるものをいう。

三　「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。

四　「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令で定めるものを除く。

五　「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。

第二章　原子力委員会及び原子力安全委員会

（昭五三法八六・改称）

（設置）

第四条　原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。

（昭五三法八六・一部改正）

発売元 株式会社 コクゴ
東京都千代田区神田富山町25
電話 254－1341(大代表)
SANCD SANKO CHEM.IND.CO.,LTD.
★印の製品は現在なお開発中

(1978年版の原子力年鑑より)

学界

日本学術会議

(Science Council of Japan)
〒106 東京都港区六本木7-22-34
Tel (03)403-6291

組織，日本学術会議は3年を一期として，会員が選ばれるので，その内部の委員会も，それに関連してその都度編成され約3年間はそのまま継続する。したがって，組織面では前年と変っていないので，原子力年鑑77年版を参照願いたい。ただ，日本学術会議の委員会には，基本的には二つの区分がありそれに若干の部分的分類がある。すなわち，特別委員会は，一応3年ごとに改編され，場合によっては存続しないこともある。研究連絡委員会または研究連絡会は，常設委員会で，メンバーはいれかわっても，委員会(または会)は存続する。第10期の原子力特別委員会は，第11期には，別名の委員会となる。その最終的決定は，1978年春季総会（1978年5月16日～18日）で行なわれる。

(1) 原子力特別委員会（委員長 三宅泰雄）

アメリカ，カーター大統領の核政策にともなって，わが国でも，いろいろの影響が考えられ，この原子力特別委員会でも検討が行なわれた。

1977年10月，第73回日本学術会議総会において，次の二つの勧告が本委員会から提案され，可決の上，それぞれの関係方面に勧告ないしは伝達された。

原子力施設等の事故情報の収集・整理・保存および公表に関する体制の整備確立について（勧告）

わが国における原子力利用の急速な発展にともなって，同会議は，原子力科学研究についての勧告（昭和42年）放射線影響研究の推進についての勧告（同43年），および大学関係原子力将来計画についての勧告（同46年）など，わが国の原子力研究開発体制の均衡と調和のある発展のため，しばしば提言を行なってきた。

しかし，これらの勧告がいまだ充分に実施に移されていないことはきわめて遺憾なことである。とくに，さいきん，原子力発電所などにおいて事故や故障が多発し，しかもそれに対して適切な措置がとられていないことが，原子力行政ならびに原子力開発に対する国民の不信の一因となっていることは否定できない。

いうまでもなく，原子力施設等における各種の事故や故障および被曝データなどは，安全性確保のための技術の確立にとって不可欠の情報源である。したがって，アメリカをはじめ諸外国においては，それぞれしかるべきシステムを設けて事故情報の収集・整理・保存および利用に努めている。わが国では原子力基本法において，自主開発がうたわれ，また公開の原則が明記されているにもかかわらず，遺憾ながらこのようなシステムが存在しない。

同会議は，政府が原子力施設の事故情報の収集，整理，保存，利用および公表を保障する体制の確立のため直ちに所要の措置をとるよう勧告した。

所要の措置には，

(1) 事故情報を報告する義務を課する法的措置
(2) 収集された事故情報の整理保存，利用および公表を行なう機関の設置

が含まれなければならない。

なお，国民の生命，健康および安全にかかわる情報については，企業秘密や，ノウハウの有無にかかわらず速やかに公表さるべきであることを付記する。

また，この機関は，例えば別記参考案に示すように，必ずしも当初から膨大な機構を設ける必要はない。むしろ速かに発足させることが肝要である。

（注） なおここで，事故，故障とは，原子力施設および放射性物質の輸送や処分等において発生する異常な事象で，安全上および技術上検討を要する一切のものを意味する』。

以下別記として，原子力安全情報センター（仮称）の案が添付されたが，その規模は，計算機部門を含めて10～15人で発足させればよいとしており，なおその運営について，自主的，民主的であることを要望している。

またこの第73回総会では，政府の原子力基本法改正の動きに対し，次の見解をしめし，これを政府に伝達することを決定した。

『原子力基本法等の一部改正案に関する見解（伝達）

本会議は，国民の生命と安全を守ることを最優先する立場から原子力の開発が行なわれるよう，安全確保については徹底した措置がとられ，原子力行政の民主的性格が強化されなければならないことを強調し，その要件についてもす

でにしばしば勧告を行なってきた。

そもそも，原子力の研究，開発および利用において，国民の生命，健康，安全および福祉を厳重に保障するための安全規制行政と，国民経済の発展を目的とする原子力開発・利用のための行政とは，その観点が異なることは，いうまでもない。およそ，原子力の開発，利用を強力に推進するために，安全規制をそれに従属させ，規制の緩和をはかるなどのことは，あってはならないことである。

われわれは，原子力基本法等の一部改正が問題となっている現在，従来本会議が行なってきた諸勧告の趣旨をとりいれ，安全規制を重視し，それを優先する立場が守られることが必要であると考える』。

(II)　原子力研究連絡委員会（委員長柴田俊一）

この連絡委員会の仕事はほぼ前年の継続である。前年に報告した，6つの小委員会，すなわち開発基礎研究，放射線影響，ラジオアイソトープ利用，原子力施設共同利用推進，将来計画は引きつづきそれぞれ担当の業務を行なってきたが，国際放射線研究会議準備小委員のみは同会議の進展状況からみて，廃止された。

(III)　核融合研究連絡会（委員長高山一男）

この連絡会は，プラズマ融合，核融合炉工学，将来計画，国際交流特定研究，および人材養成の各小委員会がそれぞれ活発に活動した。

核融合研究開発に関する現状の把握と将来計画については，1977年8月19日，日本学術会議においてシンポジウムを行ない，広く研究者一般からの意見を聴いた。

特定研究については，昭和50年から52年度にかけての「核融合工学の基礎」によって得られた成果を定着させ，さらに発展させることをめざして検討が行なわれた。その結果「プラズマ理工学」および，核融合炉工その分野における新しいタイプの「計画研究群」の新設提案となり，すでに前者は認められている。

国際交流のあり方については，単なる人および情報の交流だけでなく，国際的な共同研究，共同開発をふくめ，積極的な交流の計画をうちだすべきであることが論ぜられた。なお，具体的な提案としては，1980年のプラズマ物理学国際会議の日本開催の希望が表明され，そのための準備が行なわれている。

(IV)　原子核研究連絡委員会（委員長高木修二）

研究将来計画としては，NUMATRON計画，TRISTAN計画，理論将来計画，国際協同研究計画等をふくめて，研究計画全体について総合的な見直しを行ないつつある。

なお，1977年9月5日から10日にわたって，原子核構造国際会議が東京で行なわれた。また，1978年開催予定の高エネルギー物理学国際会議の準備のために国際会議委員会を組織し，準備を進めている。

日本原子力学会

（Atomic Energy Society of Japan）

〒105 東京都港区新橋1-1-13
（東電旧館106号室）
Tel.（03）591-1927（直通）
Tel.（03）503-6111～25（内線339）

日本原子力学会は，昭和34年3月14日創立され，53年1月31日現在，正会員4,327名，賛助会員30社，学生会員395名，推薦会員7名である。

52年度役員は，会長・山本賢三氏，副会長・柴田二三男氏のほか理事13名および監事2名。関西支部は支部長・岡部茂氏ほか幹事17名および監査2名。中部支部は支部長・玉河元氏ほか幹事12名および監査2名。また52年9月創立の東北支部は支部長・百田光雄氏ほか副支部長1名，幹事7名および監査2名である。

52年度の会長は，大山義年氏が選任されたが7月急逝され，8月新たに副会長・山本賢三氏が選任会長に選任された。

活動の概要

学会活動の二大柱ともいうべき「学会誌」と「研究発表会」についてはつねに改善をすすめて充実をはかり，また時代に先行するテーマを選んだ各研究専門委員会および「炉物理」「海外原子力調査研究」「核融合炉」の3連絡会，学賞の贈呈，科学研究費配分審査員の推薦など，学会活動をますます充実させている。

編集出版関係

月刊「日本原子力学会誌」には，研究論文，技術報告，解説，総説，資料，ショート・ノートのほか

ありさわひろみ
有澤廣巳

日本エネルギー経済研究所
港区芝西久保桜川町26
第10森ビル

顧問　昭和47年10月12日 ～ 48年10月31日
理事　昭和48年10月31日 ～
会長　昭和48年10月31日 ～ 63年3月25日
（1973年 ～ 1988年）
（63年3月7日逝去）

国内	海外
社会党，原子兵器に関する岸発言に反ば く	
衆院，日米原子力第２次細目協定承認， 原子炉等規制法可決	
政府，イギリスの水爆実験に抗議	
自民党当面の原子力政策を決定	
訪印中の岸首相，インドのネール首相と 原水爆禁止の共同声明	
政府，アメリカ・ネバダの核実験強行に 抗議	
原子力委，昭和32年度原子力開発利用基 本計画を議決，また原子力年報の発行を 決定	
放射性同位元素による放射線障害の防止 に関する法律（放射線障害防止法）公布 （33.4.1施行）	6.11 アメリカ政府，ネバダ実験に対する日本 の抗議を拒否
核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規 制に関する法律（原子炉等規制法）公布 （32.12.9施行）	6.18 アメリカ上院，IAEA 加盟を批准 6.19 アメリカ大統領，核実験禁止で米ソ両国 間に一時的協定を結ぶと語る
原子力委，原燃公社ウラン製錬施設及び 鉱石試験所を茨城県東海村村松地区に建 設すると決定，また，放射能調査専門委 員会の設置を決定	
原子力委，原子燃料専門部会の設置を決 定	
放射線審議会設置（政令第167号）	
放射線医学総合研究所（樋口助弘所長） 発足	
第２内閣成立	
原子力委，32年度核原料物質探鉱計画を 決定（以後毎年）	7. 8 アジア原子力センター設置会議開催（ワ シントン）
IAEA 憲章の批准書，アメリカ政府に寄 託	7. 9 フランス，ユーラトム条約を批准
原産，動力炉開発方策特別委（大山松次 郎主査）が共同開発方式による動力炉の 導入輸入を打ち出す	7.12 アメリカ・オーストラリア原子力情報交 換協定調印
IAEA 憲章公布（条約第14号）	7.19 フランス・スイス原子力協定調印
原燃公社，人形峠出張所を設置（8.27開 所式）	7.19 西ドイツ，ユーラトム条約批准
原子力委，動力炉受け入れ体制を決定（９ 社力，電発，業界などによる新民間会社）	7.29 IAEA 憲章発効
IAEA 憲章発効	7.31 IAEA 理事国決定（日本など12ヵ国）
原子燃料専門部会，原燃公社製錬パイロ ットプラントの製錬方式等について原子 力委に答申	

国内	海外
9.13 原子力委，アメリカ，イギリス両国との 動力協定交渉基本方針を決定	
9.17 岸首相，アメリカ大使にエニウエトク核 実験（58.4予定）中止を要請	
9.17 放射線審議会第１回総会開催	
9.20 政府，日米原子力一般協定の交渉開始を 申し入れ	
9.23 政府，国連に核実験停止決議案を提出	
10. 1 政府，IAEA の設立総会に主席代表とし て石川一郎氏を派遣	10. 1 IAEA 第１回総会開催（～23日，ウィー ン）
10. 5 原子力委，発電用原子炉開発のための長 期計画案を発表	10. 9 IAEA 本部，ウィーンに設置決定
10.18 素粒子論グループ，動力協定を急ぐなと 原子力委に申し入れ	10. 9 イタリア上院，ヨーロッパ共同市場，ユ ーラトム条約批准
10.25 原子力委，原子力船専門部会を設置	10.18 アメリカ政府，IAEA 予算の３分の１の 引き受けを決定
11. 1 日本原子力発電㈱発足（安川第五郎社長）	11. 7 アメリカ政府，日米原子力一般協定に保 障条項は除けぬと言明
11. 8 原子力委，原子炉安全審査専門部会を設 置	11.15 アメリカ原子力委，東京に事務所開設
11.22 原子力委，ウィーンに原子力アタッシェ の常駐を決定	
12.18 原子力委，発電用原子炉開発のための長 期計画を決定，原研を中心に増殖炉を開 発する方針を示す，また核融合反応の研 究開発に早急に着手する方針を決め声明 書を発表，実用原子炉に関する乙種技術 導入について決定	12.20 OEEC 事務局，ENEA の創設を発表
12.20 原産，原子燃料開発についての見解をま とめ，首相はじめ関係機関に提出	
12.23 原子力委，初の原子力白書を発表	
昭和33年（1958）	**昭和33年（1958）**
1.23 日米原子力一般協定の日本側対策案をア メリカに手交	1. 1 ユーラトム（ヨーロッパ原子力共同体） 条約発効
	1. 9 アメリカ原子力委員長，1957年中の原子 力発電は８万5000kW と発表
	1.18 アメリカ，IAEA に無償で専門家提供を 言明
	1.27 第４回国連科学委開催（～3.7，ニューヨ ーク）
2.12 衆院科技特委，日英動力協定の免責条項 で活発に審議	2. 1 イギリスとカナダ，ウラン協定締結
2.18 原産の原子力補償問題特別委員会発足	2.23 ソ連，一連の核実験開始（～3.22）
2.18 正力原子力委員長，日英動力協定で「免 責条項は拒否する方針」と語る	

045-563-4235

0 14:56 ☎03 3508 2094 ｹﾞﾝｻﾝ JAIF

通信結果 ﾚﾎﾟｰﾄ

送信 終了 ｼﾏｼﾀ

受付番号	3698
相手先電話番号	81 45 563 4235
相手先略称	G3
開始時刻	07/20 14:54
通信時間	02'30
枚数	3

平成 7 年 7 月 20 日

小沼先生 殿

社団法人　日本原子力産業会議
TEL ０３（３５０８）２４１１
FAX ０３（３５０８）２０９４

書　類　送　付　ご　案　内

下記の書類をご送付申し上げますのでご査収ください。

記

パグウォッシュ会議関係資料を送信いたします。

枚数（本稿含）　3　枚

以　上

Abstract
(to be revised)

Logic of the Elimination of Nuclear Weapons

Kazuhisa Mori

(1)Background at the Time of the Initial Use of Nuclear Weapons

During World War II, notably in the second half of the war, the Japanese and German forces repeatedly committed atrocities hitherto out of line with the prevailing wartime morality. (They used poison gases, killed civilians, and massacred particular racial and religious groups) In response, the Allied Powers (unavoidably?) began using similar means of war, in particular the indiscriminate bombing of noncombatants. Dresden, Tokyo, Kobe and many other cities were targeted for such raids. This then, as a logical consequence, led to atomic bombings. The Allied Powers probably did such acts of war on the ground that "they were fighting with countries whose general public were all potential combatants and therefore could be targeted for attack."

The corruption or abandonment of conventional wartime morality was left unheeded after the war (It should be noted that the term "wartime morality" itself is a notion full of contradictions). The victor nations in particular, have not analyzed or reviewed their justification for abandoning the morality, nor have they cried out for its restoration. On the contrary, it would seem that Nuclear Weapon Countries and their sympathizers have wanted the lack of morality to continue. This is closely related to the fact that they monopolize the possession of nuclear weapons. The corruption of morals is a matter for soul-searching among the nations of the world in view of the numerous tragedies that have followed in the past 50 years.

(2)Evils of Nuclear Weapons

Special injuries associated with radiation and mass destruction or mass-killing can be picked out as two major evils of nuclear weapons. Up till now, the emphasis has been laid on the former (radiation injuries) presumably because speculation has been rife among various groups of people. For instance, it would be to their advantage to emphasize a difference with the chemical and biological weapons that are already under the ban of international agreement. That is why most explanations for radiation injuries in Hiroshima and Nagasaki have continued to be very emotional -- the more so because they are based on epidemiology, a special discipline of science. For example, it is quite anomalous that the press has never been able to spell out the fact that "there was no genetic effect in the two cities." As a result, the stress and discriminations felt by the victims has been wrongly exaggerated.

Nuclear weapons cannot be used without extending mass destruction or mass-killing which will effect the general public and humanitarian facilities, such as hospitals. As I noted above, any weapon can be used to deliberately affect noncombatants. But nuclear weapons <u>inevitably</u> involve them and can only exist when there is a condition of corrupted wartime morality. This point cannot be emphasized too much as a reason

for rejecting nuclear weapons, and I believe that is the only way to keep the appeal for elimination of nuclear weapons away from isolation.

(Postscript)

Regrettably, it seems the time is still far off when the abandonment of the means of war itself can become a subject for international consensus. So the question of wartime morality is a crucial and urgent task for the future of mankind. I wish for serious approach to this question is requested from all persons (countries) that claim to be responsible for world order.